

議第 3 号議案

集团的自衛権行使容認の閣議決定の具体化に反対し閣議決定の撤回を求める意見書の提出について

集团的自衛権行使容認の閣議決定の具体化に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年3月18日提出

富士見市議会議長 吉野欽三様

提出者 富士見市議会議員 大谷 順子

賛成者 同 小川 匠

賛成者 同 寺田 玲

賛成者 同 川畑 勝弘

提案理由

憲法第9条を守る立場から集团的自衛権行使容認の閣議決定の具体化に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化に反対し閣議決定の  
撤回を求める意見書

政府は昨年7月1日に行った集団的自衛権の行使容認の閣議決定を具体化する準備を進めています。その内容は、日本が武力攻撃されていない場合でも他国に武力攻撃が発生した事態を「新事態」として、政府の判断で参戦できるものです。「新事態」の際に自衛隊が武力行使する手続きや権限を定めるため、自衛隊法や武力攻撃事態対処法などの有事法制を改定しようとしています。

日本国憲法は第9条で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定めています。

この条文に照らすと、いま政府が法改定で成そうとしていることは、憲法第9条が政府に義務付けている事柄の一つ一つに反し、正反対のことは行おうとすることに他なりません。それは、自衛隊員をはじめ、日本の若者を、戦争によって殺し殺される場に追いやる道であることは明らかです。また、「他国に武力攻撃が発生した事態」には、米国の先制攻撃による戦争での、米軍に対する攻撃も入ることを、安倍首相が否定していないことは重大です。政府の判断により世界のどの地域にでも自衛隊を軍隊として派兵することができる法律をつくることは許されません。

よって、富士見市議会は、政府に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化に反対し、閣議決定を撤回することを要求します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
内閣官房長官 菅 義偉 様  
法務大臣 上川 陽子 様  
外務大臣 岸田 文雄 様  
防衛大臣安全保障法制担当 中谷 元 様